

秋スポ少－１０６
令和４年３月１０日

各市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人秋田県スポーツ協会
秋田県スポーツ少年団
本部長 福 原 幸 成
(公印省略)

スポーツ少年団活動再開における「秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン(令和４年
３月１４日時点)」等について(通知)

各市町村スポーツ少年団には、これまで１０代以下感染者が急激に増加したことから、スポーツ少年団活動の自粛をお願いしてきたところです。

現在も予断を許さない状況ではありますが、可能な限りの活動を実施することにより、団員の健やかな成長を保障する観点から、３月１４日(月)から条件付きで、段階的にスポーツ少年団活動の再開を認めることにしました。

再開に当たり、本団では活動ガイドラインを一部見直し、新たな「スポーツ少年団活動ガイドライン(令和４年３月１４日時点)」及び「スポーツ少年団活動の再開における条件及び遵守事項」を作成しました。

つきましては、新ガイドライン及び別紙を、貴管下の各单位団関係者(保護者含む)に速やかに周知して下さるようお願いいたします。

なお、スポーツ少年団を所管する市町村教育委員会及びスポーツ振興主管課が、当該地域の感染状況により独自の方針を定めた場合には、その方針の遵守を最優先して下さるようお願いいたします。

また、このガイドラインは、今後の状況変化により適宜見直すこととします。

別 添

- １ 「秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン(令和４年３月１４日時点)」
- ２ 別紙「スポーツ少年団活動の再開における条件及び遵守事項」

〈本件の問い合わせ先〉

秋田県スポーツ少年団事務局
(秋田県スポーツ科学センター内)
担当：二階堂、七尾、富樫
TEL ０１８－８６６－３９１６
FAX ０１８－８６４－５７５２